

>>> 家庭経済

# サラリーマンも 年金生活者も 知っておきたい 「確定申告」

サラリーマンも  
確定申告すべき？

「確定申告」は毎年1月1日から12月31日までの間に生じた所得などに基つき所得税を計算し、税務署に申告する手続きです。

会社などに勤めているサラリーマンの場合、通常は勤務先の年末調整によって税金の手続きを完結できます。給料や賞与に応じて所得税が仮計算で源泉徴収されており、年末調整を行って本来の税額との差額を精算する形になります。

しかし、サラリーマンであっても場合によっては「確定申告」を行う必要があります。このとき、「確定申告の義務はないもの、したほうがいいケース」と、「確定申告の義務があるケース」の2パターンに分かれます。

「確定申告の義務はないものの、したほうがいいケース」は、たとえば年の途中で退職して年末調整ができなかったり、年末調整の後に扶養家族が増えたり、年末調整

で手続きできない控除を受けたりする場合があります。このような場合は、確定申告をしないと還付金を受け取れる可能性が高いです。

還付金が出る確定申告（還付申告）の期限は、翌年1月1日から5年間で定められています。たとえば2024年分の還付申告を行う場合、2025年1月1日から2029年12月31日まで手続きをすることが可能です。

なお、還付申告を行うと所得税の還付を受けられる上、住民税の負担も抑えることができます。還付申告の結果が税務署から地方自治体に知らされ、給料から差し引かれる住民税が減額されます。

このような還付申告の場合、手続きを行う義務はなく、あくまでも任意です。そのため、「少ない還付金のために確定申告をするのは面倒」と思うのであれば、手続きを行わない選択もできます。

一方、「確定申告の義務があるケース」は、確定申告を行うと納税が生じる場合です。



マネーライター  
小林 義崇

【こばやし・よしとか】元国税専門官、マネーライター。2004年に東京国税局の国税専門官として採用され、相続税調査や確定申告対応等に従事。2017年に独立。「僕らを守るお金の教室」「すみません、金利ってなんですか?」(サンマーク出版)『元国税専門官がこっそり教える あなたの隣の億万長者』(ダイヤモンド社)など著書多数。

たとえば、会社の給与のほかに副業による所得や不動産の売却益などを得たような場合、通常は確定申告を行わなくてはなりません。

例外的に、「給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が年間20万円以下」であれば、確定申告の手続きを省略することができますが、この場合も別途住民税の申告手続きは必要となります。

もし副業などで得た所得が年間20万円を超えるのであれば、確定申告を行わなくてはなりません。ここで気をつけたいのは、納税額がある場合の確定申告の期限は、還付申告の期限よりも短く、翌年3月15日（休日の場合は次の平日）という点です。たとえば2024年に得た副業などの確定申告を行う場合は、2025年3月17日（月）が期限となります。この期限は申告だけでなく納税の期限でもあり、もし期限に遅れた場合、無申告加算税や延滞税という追徴税がかかるので、必ず間に合わせるようにしましょう。



【図表2】所得控除と税額控除

所得控除 = 所得金額 - 控除金額

税額控除 = 税額 - 控除金額

控除後の金額に  
税率を掛ける

税額から直接  
控除される

納税額を抑える「節税」のために重要な  
のが、控除をつまぐ活用することです。  
控除には「所得控除」と「税額控除」の2つの  
タイプがあります。「控除」という言葉には、  
「差し引くこと」という意味があり、所得控除  
には所得を引き下げる効果が、税額控除に  
は税額を引き下げる効果があります。

●●●●●  
節税のカギは  
「控除」にあり

申告が必要になるケースがあります。この  
場合、お住いの市区町村の役所で住民税の  
手続きを行ってください。

#### 所得控除の例

**基礎控除**：所得が一定額以下の場合に適用される控除  
**配偶者控除・配偶者特別控除**：配偶者の所得が一定額以下の場合に適用される控除  
**扶養控除**：扶養している16歳未満の子供や親などの人数に応じた控除  
**医療費控除**：自分や家族が支払った医療費が一定額を超えた場合に適用される控除  
**社会保険料控除**：支払った社会保険料に応じた控除  
**生命保険料控除**：生命保険や個人年金などの保険料に応じた控除  
**地震保険料控除**：支払った地震保険に応じた控除  
**小規模企業共済等掛金控除**：小規模企業共済やiDeCoの掛金に応じた控除  
**雑損控除**：災害や盗難による損失が一定額を超えた場合に適用される控除

#### 税額控除の例

**住宅ローン控除**：住宅ローンを利用して住宅を取得した場合に適用される控除  
**外国税額控除**：海外で支払った税金を国内の税額から差し引くことができる控除  
**配当控除**：総合課税で配当所得を申告した場合に適用される控除  
**寄附金特別控除**：政党や認定NPO等に寄付をした場合に適用される控除

「所得控除」は、税率を掛ける前の所得金額（課税所得金額）を下げるので、控除額がそのまま節税効果になるわけではありませんが、たとえば所得控除を10万円分利用し、税率が30%なら、節税効果は10万円×30%の3万円分です。一方、「税額控除」は税額から直接差し引けるので、税額控除が10万円なら、10万円分の節税効果になります【図表2】。

気をつけたいのは、こうした控除の大半は自ら申請しなくては適用されないという点です。年末調整や確定申告で自分が見える控除を漏れなく申請することが、税負担を抑えるためには欠かせません。

なお、控除の中には年末調整で申請できないものがあります。たとえば医療費控除や雑損控除、住宅ローン減税（1年目のみ）などを申請する場合は、確定申告を行う必要があります。

●●●●●  
必要経費として  
認められるには？

副業などで収入を得た場合、売上から必要経費などを差し引いた「所得」に基づき税金を計算します。そのため、必要経費を漏れなく確定申告をすることが節税につながります。

通常、サラリーマンは税金に関して経費のことをあまり意識する必要はありません。なぜなら、給与収入に応じた給与所得控除が自動的に差し引かれるため、仕事に要した経費を確定申告しなくても良いからです。

しかし、副業を始めた場合、税法上の必要経費のルールをしつかり押さえておく必要があります。会社なら経費精算が認められるような支払いでも、税法ではNGということがあり得ます。副業を行うのであれば、まずは必要経費として認められるのは次の2つのいずれかという点を押さえておきましょう。

① 売上原価や、売上を得るために直接要した費用  
② その年に生じた販売費や一般管理費など  
難しい言い回しですが、簡単に表現すると、「売上を得るための費用」「業務を行う上で必要な費用」が必要経費になるということです。一般的には商品の仕入代や広告宣伝費、消耗品費などが必要経費になりますが、事業の内容によって必要経費は変わってきます。たとえば副業を行うためにパソコンが必要であれば購入費を必要経費にできますが、パソコンを使わない副業をしているのなら、必要経費とは認められません。

必要経費に関して税務調査などで問題視されやすいのが、プライベート目的と事業目的が混ざって見分けられないケースです。たとえば居酒屋でお金を払ったとき、取引先を交えたものであれば交際費などとして必要経費にできます。しかし、プライベートな友人との飲み会であれば必要経費に計上することはできません。もしもプライベートの出費を必要経費として申告したら、後で税務署から指摘を受けるおそれがあります。



### 【図表3】e-Taxの大まかな流れ



こうした問題を避けるためにも、お金を払ったらきちんとレシートや領収書を受け取り、プライベート目的のものと事業目的のものに分けて管理することが大切です。自宅で個人事業や副業をする場合も注意しましょう。家賃や通信費、電気代などの一部を必要経費にすることができず、あくまでも一部です。家賃などの全額を必要経費にしてしまうと、税務署から是正を求められる可能性が高くなります。

**仕事とプライベートを兼ねた費用を「家事関連費」と言いますが、家事関連費のうち、「業務遂行上直接必要であったことが明らかに区分できる場合」に限っては必要経費として認められます。**

たとえば、「家賃のうち50%は業務のために必要」ということが明らかであれば、家賃の50%を必要経費にできます。この計算で使う割合は、「事業割合」と言いますが、事業割合の計算方法は法律ではつきり定められていません。そのため自分自身で理屈を考える必要がありますが、「とりあえず50%を経費に」といった安易な判断は禁物です。たとえば家賃であれば、仕事に使うスペースとそれ以外のスペースを分けて、その床面積の割合で計算するのが一般的です。全部屋の床面積が100㎡で、そのうち仕事部屋が10㎡であれば10%といった計算をします。「平日の9時から17時は仕事に使っている」といった使用時間に着目して事業割合を計算する方法でもいいでしょう。

そして、事業割合は支払いの種類ごとに計算が必要となります。床面積から家賃の事業割合を50%と計算したとして、これをインターネット代や電話代、電気代などにそのまま当てはめるわけにはいきません。それぞれ、実情に合った事業割合を考えてください。

#### マイナンバーカードでe-Tax送信が便利

確定申告の手続きを行うときは、電子申告(e-Tax)を使うのが便利です。紙の確定申告書を提出するには税務署に行ったり、郵送したりする手間がかかりますが、e-Taxならパソコンやスマホを使って自宅から手続きを行えます。また、紙の確定申告書の場合は添付しなくてはならない書類が一部を除き提出不要となったり、還付金を早く受け取れたりすることも、e-Taxのメリットです。

e-Taxを利用する際に特別な準備は必要なく、マイナンバーカードと、マイナンバーカードの読取り機能を備えたスマホがあれば十分です。マイナンバーカードのない人向けにID・パスワード方式でe-Taxを利用することも可能ですが、この場合は事前に税務署への届出が必要です。

e-Taxで確定申告をする際は、画面の案内に従って収入や各種控除などを入力して申告書を作成しますが、マイナンバーと連携することで、給料や生命保険料、

医療費などの情報をマイナンバーから一括取得して、e-Taxへ自動入力することができず。ただし、すべてのデータがマイナンバーと連携できるとは限らないため、入力に過不足がないか自身で確認してください。【図表3】。

申告書の作成が完了したら、次は添付書類の準備です。前述のとおりe-Taxを利用すると大半の書類は提出不要となりますが、住宅ローン減税の添付書類など一部の書類は提出しなくてはなりません。こうした書類については、必要な証明書類をスキャンするか、スマホなどで撮影し、画像データをアップロードします。

こうしてすべての入力と添付書類の準備が整ったら、内容を再度確認し、申告書を送信しましょう。マイナンバーカードを利用している場合は、この時点で電子署名を付与して本人確認を行ったうえでデータを送信することになります。

送信後は、e-Taxのメールボックスで送信結果を見て、きちんとデータが送信できているか確認します。そして最後に、必要な場合は納税も忘れずに行ってください。納税は税務署や金融機関の窓口でも納められますが、ダイレクト納付や電子納税を使ってインターネットから納税を行うのが便利です。一方、還付金がある場合は、指定した口座に後日振り込まれることになり、申告したとおりに還付金が入金されているか確認しておきましょう。